

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【本社】</p> <pre> graph TD President[社長] --- Manager[管理責任者 (内部監査室長)] Manager --- InternalAudit[内部監査室] InternalAudit --- AuditGroup[福島第一原子力監査グループ] AuditGroup --- Note1["※1 : 発電所に常駐"] Manager --- Manager2[管理責任者 (廃炉・汚染水対策 最高責任者)] Manager2 --- Company[Fukushima First Shutdown Promotion Company] Company --- PMO[プロジェクトマネジメント室] PMO --- SafetyQuality[Safety・リスク管理G 品質向上G] PMO --- Infrastructure[基盤整備G] PMO --- Materials[廃炉安全・品質室 廃炉資材調達センター] Materials --- Note2["※※ →"] Company --- Note3["※→"] Company --- SecurityCommittee[福島第一廃止措置 保安委員会] SecurityCommittee --- Note4["※※ →"] Note4 --- Note5["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] Note5 --- Headquarters1[原子力・立地本部 原子力安全・統括部] Headquarters1 --- Headquarters2[原子力・立地本部 原子力運営管理部] Headquarters2 --- Headquarters3[原子力・立地本部 原子力人財育成センター※2] Headquarters3 --- Note6["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] </pre>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【本社】</p> <pre> graph TD President[社長] --- Manager[管理責任者 (内部監査室長)] Manager --- InternalAudit[内部監査室] InternalAudit --- AuditGroup[福島第一原子力監査グループ] AuditGroup --- Note1["※1 : 発電所に常駐"] Manager --- Manager2[管理責任者 (廃炉・汚染水対策 最高責任者)] Manager2 --- Company[Fukushima First Shutdown Promotion Company] Company --- PMO[プロジェクトマネジメント室] PMO --- SafetyQuality[Safety・リスク管理G 品質向上G] PMO --- Infrastructure[基盤整備G] PMO --- Materials[廃炉安全・品質室 廃炉資材調達センター] Materials --- Note2["※※ →"] Company --- Note3["※→"] Company --- SecurityCommittee[福島第一廃止措置 保安委員会] SecurityCommittee --- Note4["※※ →"] Note4 --- Note5["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] Note5 --- Headquarters1[原子力・立地本部 原子力安全・統括部] Headquarters1 --- Headquarters2[原子力・立地本部 原子力運営管理部] Headquarters2 --- Headquarters3[原子力・立地本部 原子力人財育成センター※2] Headquarters3 --- Note6["※2 : 福島第二原子力発電所に常駐"] </pre>	変更なし

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※3 ※※→ 所長</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者※3</p> <p>業務統括室</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>機械技術グループ</p> <p>地下水対策技術グループ</p> <p>処理・貯留設備技術グループ</p> <p>電気技術グループ</p> <p>配電・電路グループ</p> <p>計装技術グループ</p> <p>通信システムグループ</p> <p>土木基盤技術グループ</p> <p>土木水対策技術グループ</p> <p>建築保守技術グループ</p> <p>建築建設技術グループ</p> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※3 ※※→ 所長</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者※3</p> <p>業務統括室</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>機械技術グループ</p> <p>地下水対策技術グループ</p> <p>処理・貯留設備技術グループ</p> <p>電気技術グループ</p> <p>配電・電路グループ</p> <p>計装技術グループ</p> <p>通信システムグループ</p> <p>土木基盤技術グループ</p> <p>土木水対策技術グループ</p> <p>建築保守技術グループ</p> <p>建築建設技術グループ</p> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">↓ ※※※</p> <pre> graph TD A[建設・運用・保守センター] --- B[運用部] A --- C[機械部] A --- D[電気・計装部] A --- E[土木部] A --- F[建築部] A --- G[防災・放射線センター] B --- B1[1～4号当直] B --- B2[5・6号当直] B --- B3[水処理当直] B --- B4[運用支援グループ] B --- B5[水処理計画グループ] B --- B6[作業管理グループ] C --- C1[保全計画グループ] C --- C2[1～6号機械設備グループ] C --- C3[共用機械設備グループ] C --- C4[地下水対策設備グループ] C --- C5[処理設備グループ] C --- C6[貯留設備グループ] D --- D1[電気設備保守グループ] D --- D2[電気設備建設グループ] D --- D3[燃料計装設備グループ] D --- D4[水処理計装設備グループ] E --- E1[土木基盤設備グループ] E --- E2[土木水対策設備グループ] F --- F1[建築設備保守グループ] F --- F2[建築設備建設グループ] G --- G1[保安総括グループ] G --- G2[放射線防護グループ] G --- G3[放出・環境モニタリンググループ] G --- G4[分析評価グループ] G --- G5[固体廃棄物グループ] G --- G6[労働安全・防火グループ] G --- G7[原子力防災グループ] G --- G8[防護管理グループ] </pre> <p style="text-align: center;">↓ ※※※</p> <pre> graph TD A[建設・運用・保守センター] --- B[運用部] A --- C[機械部] A --- D[電気・計装部] A --- E[土木部] A --- F[建築部] A --- G[防災・放射線センター] B --- B1[1～4号当直] B --- B2[5・6号当直] B --- B3[水処理当直] B --- B4[運用支援グループ] B --- B5[水処理計画グループ] B --- B6[作業管理グループ] C --- C1[保全計画グループ] C --- C2[1～6号機械設備グループ] C --- C3[共用機械設備グループ] C --- C4[地下水対策設備グループ] C --- C5[処理設備グループ] C --- C6[貯留設備グループ] D --- D1[電気設備保守グループ] D --- D2[電気設備建設グループ] D --- D3[燃料計装設備グループ] D --- D4[水処理計装設備グループ] E --- E1[土木基盤設備グループ] E --- E2[土木水対策設備グループ] F --- F1[建築設備保守グループ] F --- F2[建築設備建設グループ] G --- G1[保安総括グループ] G --- G2[放射線防護グループ] G --- G3[放出・環境モニタリンググループ] G --- G4[分析評価グループ] G --- G5[固体廃棄物グループ] G --- G6[労働安全・防火グループ] G --- G7[原子力防災グループ] G --- G8[防護管理グループ] G --- G9[サイバーセキュリティグループ] </pre> <p style="text-align: center;">サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更</p>	サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) I C T推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内室素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内室素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(11) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(13) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(15) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ 新設に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(18) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(21) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(25) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滯留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡回点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。</p> <p>(27) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滯留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滯留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>(17) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(18) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(23) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(24) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滯留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(25) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡回点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。</p> <p>(26) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滯留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滯留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(30) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(32) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	(31) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更
(33) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。	(32) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(34) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。	(33) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(35) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(34) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滯留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	(35) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滯留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	
(37) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。	(36) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(38) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滯留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。	(37) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滯留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。	
(39) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。	(38) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。	
(40) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(39) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(41) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(40) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(42) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	(41) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	
(43) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	(42) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	
(44) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	(43) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	
(45) 固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。	(44) 固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。	
(46) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	(45) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	
(47) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	(46) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	
(48) 防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。	(47) 防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。	
(省略)	(省略)	(48) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(原子炉注水系) 第18条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系^{※1}は表18-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転中の原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時的に注水量増加幅が<u>1.5m³/h</u>を超えた場合 (2) ほう酸水の注入に伴い、原子炉注水系を停止する場合 (3) 運転中の原子炉注水ポンプの停止等、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合において、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できなくなった時点から24時間以内に原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合。なお、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するまでの間においては原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を1時間に1回確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子炉注水系) 第18条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系^{※1}は表18-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転中の原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時的に注水量増加幅が<u>3.0m³/h</u>を超えた場合 (2) ほう酸水の注入に伴い、原子炉注水系を停止する場合 (3) 運転中の原子炉注水ポンプの停止等、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合において、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できなくなった時点から24時間以内に原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合。なお、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するまでの間においては原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を1時間に1回確認する。</p> <p>(中略)</p>	原子炉注水流量増加幅の適正化に伴う変更

表18-1

項目	運転上の制限
原子炉圧力容器底部温度	80°C以下 ^{※2}
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{※2} がないこと
運転中の原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること
待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{※3}
任意の24時間あたりの注水量増加幅	<u>1.5m³/h</u> 以下 ^{※4}

※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※3：1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。

※4：以下の場合を除く。

- ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。
- ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、1.5m³/h以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。

(省略)

表18-1

項目	運転上の制限
原子炉圧力容器底部温度	80°C以下 ^{※2}
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{※2} がないこと
運転中の原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること
待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{※3}
任意の24時間あたりの注水量増加幅	<u>3.0m³/h</u> 以下 ^{※4}

※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※3：1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。

※4：以下の場合を除く。

- ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。
- ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、3.0m³/h以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。

(省略)

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>附 則</p> <p>附則（令和3年7月7日 原規規発第2107074号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年7月16日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>附則（_____） (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <u>2. 第4条及び第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	
<p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条</p> <p>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(省略)</p>	<p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条</p> <p>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(省略)</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

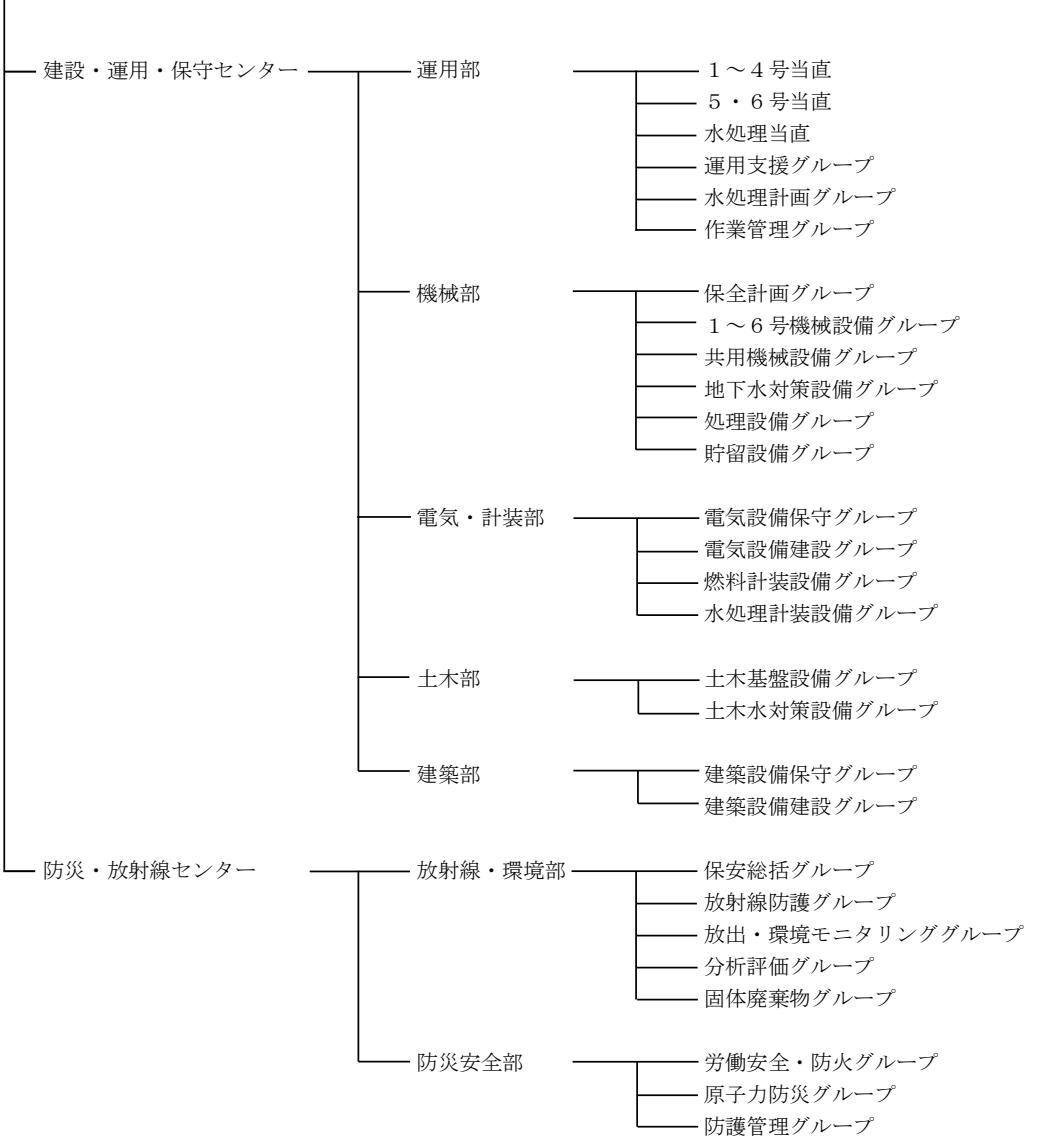
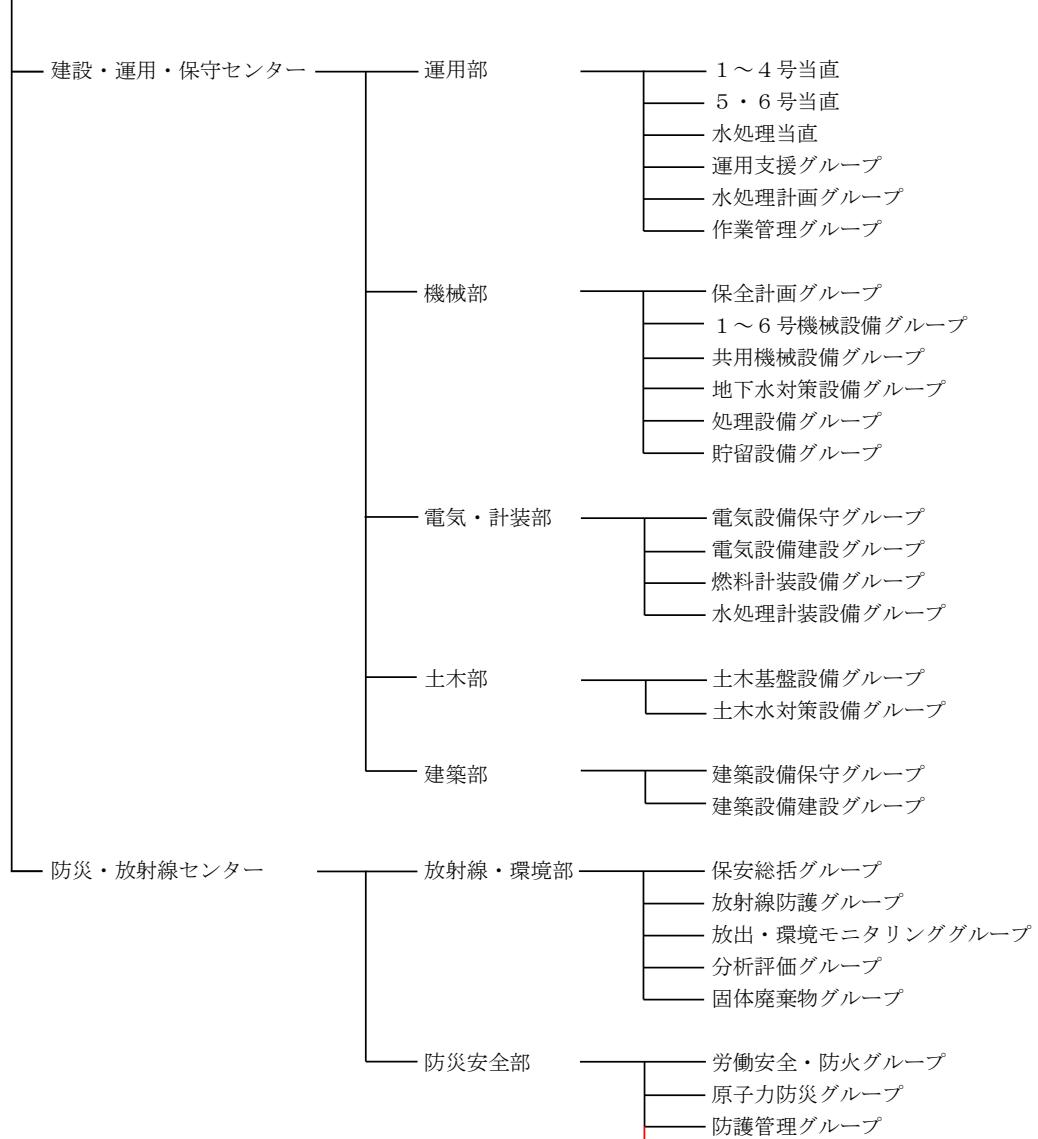
変更前	変更後	変更理由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	瓦礫類、伐採木一時保管エリアの解除及び設定に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※3 ※※→ 所長</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者※3</p> <p>業務統括室</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>↓</p> <p>※※※</p> <p>資材グループ 労務人事グループ <u>I C T推進グループ</u></p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※3 ※※→ 所長</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>電気主任技術者※3</p> <p>業務統括室</p> <p>汚染水対策プログラム部</p> <p>プール燃料取り出しプログラム部</p> <p>燃料デブリ取り出しプログラム部</p> <p>廃棄物対策プログラム部</p> <p>敷地全般管理・対応プログラム部</p> <p>計画・設計センター</p> <p>↓</p> <p>※※※</p> <p>資材グループ 労務人事グループ</p> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>※3 : 原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">↓ ※※※</p>  <p style="text-align: center;">↓ ※※※</p> 		サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) I C T推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内室素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内室素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに減容処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(11) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(13) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(15) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ 新設に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(18) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(21) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(25) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡回点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。</p> <p>(27) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>(17) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(18) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(23) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）、大型機器除染設備並びに減容処理設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(24) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(25) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。また、運転管理に関する業務の支援（巡回点検、定期試験、各設備の運転操作等）を行う（当直長が所管する業務に限る）。</p> <p>(26) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(30) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p>	<p>サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(32) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	(31) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	サイバーセキュリティグループ新設に伴う変更
(33) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。	(32) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(34) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。	(33) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(35) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(34) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滯留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	(35) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滯留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滯留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟、大型機器除染設備並びに減容処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	
(37) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。	(36) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(38) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滯留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。	(37) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滯留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。	
(39) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。	(38) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。	
(40) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(39) 建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(41) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	(40) 保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。	
(42) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	(41) 放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。	
(43) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	(42) 放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。	
(44) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	(43) 分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。	
(45) 固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。	(44) 固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型廃棄物保管庫における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。	
(46) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	(45) 労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。	
(47) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	(46) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。	
(48) 防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。	(47) 防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。	
(省略)	(省略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>附 則</p> <p>附則（令和3年7月7日 原規規発第2107074号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年7月16日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>附則（_____） (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <u>2. 第4条及び第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	
<p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条</p> <p>2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(省略)</p>	<p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） (施行期日) 第1条</p> <p>2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(省略)</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	瓦礫類、伐採木一時保管エリアの解除及び設定に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理）

変更前	変更後	変更理由
<p>2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理</p> <p>2.1.1.3 対象となる放射性固体廃棄物等と管理方法 (中略)</p> <p>(2) 運用 (中略)</p> <p>b. 事故後に発生した瓦礫等 (中略)</p> <p>(a) 瓦礫類</p> <p>iv. 貯蔵能力 2020年3月現在の瓦礫類の一時保管エリアの保管容量は、約439,100m³であり、保管量は、約290,900m³である。また、2023年3月においては、保管容量約<u>424,600</u>m³に対して、想定保管量は、約395,400m³と見込んでおり、2023年3月までの保管容量は総量として確保されるものと考える。 (中略)</p> <p>(c) 使用済保護衣等 (中略)</p> <p>iii. 貯蔵能力 2020年3月現在の使用済保護衣等の一時保管エリアの保管容量は、約74,500m³であり、保管量は、約46,400m³である。また、2023年3月においては、保管容量約<u>74,500</u>m³に対して、想定保管量は、約17,000m³と見込んでおり、2023年3月までの保管容量は確保されるものと考える。 (中略)</p>	<p>2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理</p> <p>2.1.1.3 対象となる放射性固体廃棄物等と管理方法 (中略)</p> <p>(2) 運用 (中略)</p> <p>b. 事故後に発生した瓦礫等 (中略)</p> <p>(a) 瓦礫類</p> <p>iv. 貯蔵能力 2020年3月現在の瓦礫類の一時保管エリアの保管容量は、約439,100m³であり、保管量は、約290,900m³である。また、2023年3月においては、保管容量約<u>438,800</u>m³に対して、想定保管量は、約395,400m³と見込んでおり、2023年3月までの保管容量は総量として確保されるものと考える。 (中略)</p> <p>(c) 使用済保護衣等 (中略)</p> <p>iii. 貯蔵能力 2020年3月現在の使用済保護衣等の一時保管エリアの保管容量は、約74,500m³であり、保管量は、約46,400m³である。また、2023年3月においては、保管容量約<u>58,700</u>m³に対して、想定保管量は、約17,000m³と見込んでおり、2023年3月までの保管容量は確保されるものと考える。 (中略)</p>	使用済保護衣等一時保管エリアから瓦礫類一時保管エリアへの変更に伴う記載変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理）

表2.1.1-1-1 一時保管エリアの保管容量、受入目安表面線量率一覧表
【瓦礫類】

エリア名称	保管物	保管容量（約m ³ ）	受入目安表面線量率（mSv/h）
固体廃棄物貯蔵庫（第1棟）	瓦礫類	600	0.1
固体廃棄物貯蔵庫（第2棟）	瓦礫類	3,200	5
固体廃棄物貯蔵庫（第3～第8棟）	瓦礫類	15,000	>30
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階	瓦礫類	15,300	>30
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階	瓦礫類	15,300	30
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階	瓦礫類	15,300	1
一時保管エリア A 1	瓦礫類	※1（ケース1）2,400 (ケース2) 4,300	※1（ケース1）30 (ケース2) 0.01
一時保管エリア A 2	瓦礫類	※1（ケース1）4,700 (ケース2) 9,500	※1（ケース1）30 (ケース2) 0.005
一時保管エリア B	瓦礫類	5,300	0.01
一時保管エリア C	瓦礫類	67,000	0.01 (31,000m ³ 分) 0.025 (35,000m ³ 分) 0.1 (1,000m ³ 分)
一時保管エリア D	瓦礫類	4,500	0.09 (2,400m ³ 分) 0.3 (2,100m ³ 分)
一時保管エリア E 1	瓦礫類	16,000	1
一時保管エリア E 2	瓦礫類	1,800	10
一時保管エリア F 1	瓦礫類	650	10
一時保管エリア F 2	瓦礫類	7,500	0.1
一時保管エリア J	瓦礫類	8,000	0.005
一時保管エリア L	瓦礫類	16,000	30
一時保管エリア N	瓦礫類	10,000	0.1
一時保管エリア O	瓦礫類	51,400	0.01 (27,500m ³ 分) 0.1 (23,900m ³ 分)
一時保管エリア P 1	瓦礫類	85,000	0.1
一時保管エリア P 2	瓦礫類	9,000	1
一時保管エリア Q	瓦礫類	6,100	5
一時保管エリア U	瓦礫類	750	0.015(310m ³ 分), 0.020(110m ³ 分), 0.028(330m ³ 分)
一時保管エリア V	瓦礫類	6,000	0.1
一時保管エリア W	瓦礫類	29,300	1
一時保管エリア X	瓦礫類	12,200	1
一時保管エリア AA	瓦礫類	36,400	0.001
一時保管エリア d	瓦礫類	1,170	0.1
一時保管エリア e	瓦礫類	6,660	0.1
一時保管エリア m	瓦礫類	3,060	1
一時保管エリア n	瓦礫類	3,330	1
一時保管エリア AA	瓦礫類	36,400	0.001

表2.1.1-1-1 一時保管エリアの保管容量、受入目安表面線量率一覧表
【瓦礫類】

エリア名称	保管物	保管容量（約m ³ ）	受入目安表面線量率（mSv/h）
固体廃棄物貯蔵庫（第1棟）	瓦礫類	600	0.1
固体廃棄物貯蔵庫（第2棟）	瓦礫類	3,200	5
固体廃棄物貯蔵庫（第3～第8棟）	瓦礫類	15,000	>30
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下2階	瓦礫類	15,300	>30
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地下1階	瓦礫類	15,300	30
固体廃棄物貯蔵庫第9棟 地上1階	瓦礫類	15,300	1
一時保管エリア A 1	瓦礫類	※1（ケース1）2,400 (ケース2) 4,300	※1（ケース1）30 (ケース2) 0.01
一時保管エリア A 2	瓦礫類	※1（ケース1）4,700 (ケース2) 9,500	※1（ケース1）30 (ケース2) 0.005
一時保管エリア B	瓦礫類	5,300	0.01
一時保管エリア C	瓦礫類	67,000	0.01 (31,000m ³ 分) 0.025 (35,000m ³ 分) 0.1 (1,000m ³ 分)
一時保管エリア D	瓦礫類	4,500	0.09 (2,400m ³ 分) 0.3 (2,100m ³ 分)
一時保管エリア E 1	瓦礫類	16,000	1
一時保管エリア E 2	瓦礫類	1,800	10
一時保管エリア F 1	瓦礫類	650	10
一時保管エリア F 2	瓦礫類	7,500	0.1
一時保管エリア J	瓦礫類	8,000	0.005
一時保管エリア L	瓦礫類	16,000	30
一時保管エリア N	瓦礫類	10,000	0.1
一時保管エリア O	瓦礫類	51,400	0.01 (27,500m ³ 分) 0.1 (23,900m ³ 分)
一時保管エリア P 1	瓦礫類	85,000	0.1
一時保管エリア P 2	瓦礫類	9,000	1
一時保管エリア U	瓦礫類	750	0.015(310m ³ 分), 0.020(110m ³ 分), 0.028(330m ³ 分)
一時保管エリア V	瓦礫類	6,000	0.1
一時保管エリア W	瓦礫類	29,300	1
一時保管エリア X	瓦礫類	12,200	1
一時保管エリア AA	瓦礫類	36,400	0.001
一時保管エリア d	瓦礫類	1,170	0.1
一時保管エリア e	瓦礫類	6,660	0.1
一時保管エリア m	瓦礫類	3,060	1
一時保管エリア n	瓦礫類	3,330	1

記載の適正化

瓦礫類一時保管エリアの解除
に伴い削除

使用済保護衣等一時保管エリア
から瓦礫類一時保管エリア
への変更に伴い新規記載

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（Ⅲ第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理）

変更前				変更後				変更理由
表2.1.1-1-3 一時保管エリアの保管容量、受入目安表面線量率一覧表 【使用済保護衣等】				表2.1.1-1-3 一時保管エリアの保管容量、受入目安表面線量率一覧表 【使用済保護衣等】				
エリア名称	保管物	保管容量(約m3)	受入目安表面線量率(mSv/h)	エリア名称	保管物	保管容量(約m3)	受入目安表面線量率(mSv/h)	
一時保管エリアa	使用済保護衣等	4,400	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアa	使用済保護衣等	4,400	バックグランド線量率と同等以下	使用済保護衣等一時保管エリアから瓦礫類一時保管エリアへの変更に伴い削除
一時保管エリアb	使用済保護衣等	4,600	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアb	使用済保護衣等	4,600	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアc	使用済保護衣等	900	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアc	使用済保護衣等	900	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアd	使用済保護衣等	1,300	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアf	使用済保護衣等	2,200	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアe	使用済保護衣等	7,400	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアg	使用済保護衣等	6,200	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアf	使用済保護衣等	2,200	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアi	使用済保護衣等	22,200	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアg	使用済保護衣等	6,200	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアj	使用済保護衣等	1,600	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアi	使用済保護衣等	22,200	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアk	使用済保護衣等	5,100	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアj	使用済保護衣等	1,600	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアl	使用済保護衣等	6,700	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアk	使用済保護衣等	5,100	バックグランド線量率と同等以下	一時保管エリアo	使用済保護衣等	4,800	バックグランド線量率と同等以下	
一時保管エリアl	使用済保護衣等	6,700	バックグランド線量率と同等以下					
一時保管エリアm	使用済保護衣等	3,400	バックグランド線量率と同等以下					
一時保管エリアn	使用済保護衣等	3,700	バックグランド線量率と同等以下					
一時保管エリアo	使用済保護衣等	4,800	バックグランド線量率と同等以下					

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理）

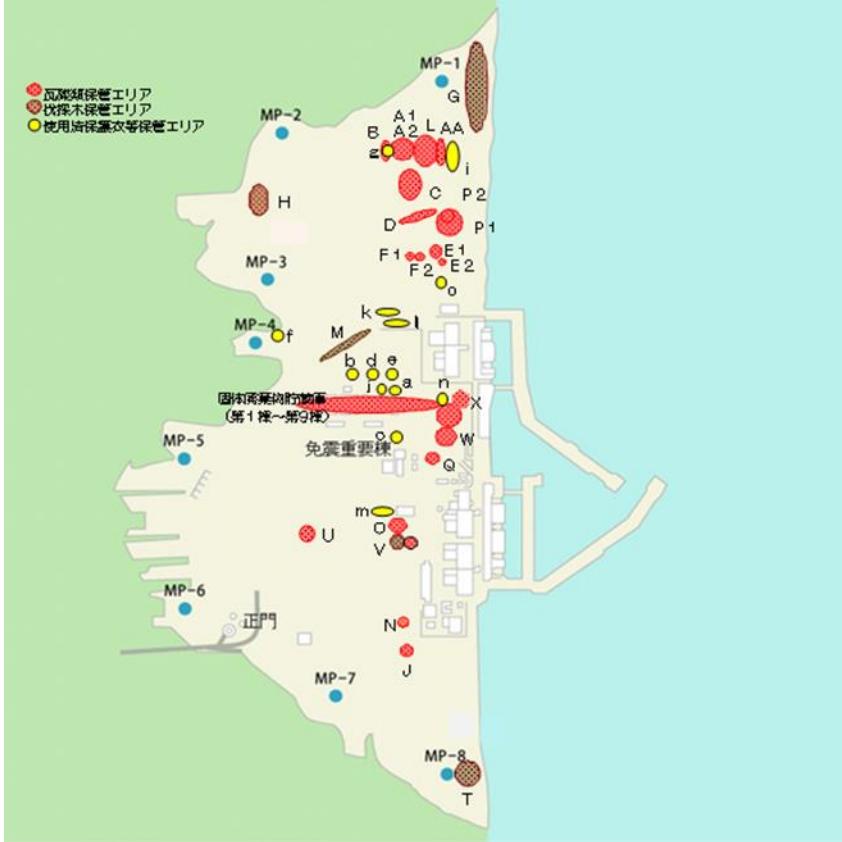
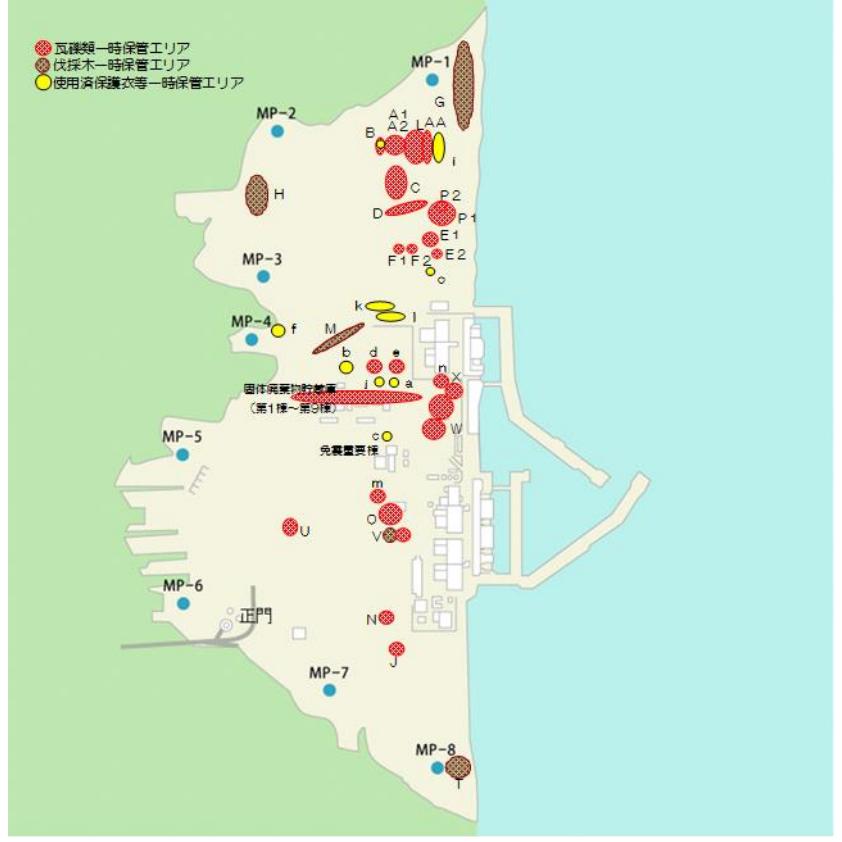
変更前	変更後	変更理由
		瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴い変更

図2.1.1-1 一時保管エリア配置図

図2.1.1-1 一時保管エリア配置図

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理）

変更前	変更後	変更理由
<p>今後3年間の想定発生量と保管容量の比較</p>	<p>今後3年間の想定発生量と保管容量の比較</p>	
<p>図2.1.1-2-1 瓦礫類の想定保管量</p> <p>【m³】</p> <p>※1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の一部に放射性固体廃棄物を保管することによる減少</p> <p>※2 2020年度末に一時保管エリアQを解除予定。超過分は上位の線量区分へ移動させることで、保管容量の超過を回避</p> <p>※ 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の保管容量は容器収納での保管を前提に、8,400m³/階で想定</p> <p>図2.1.1-2-2 瓦礫類の線量区分毎の想定保管量と保管容量の比較</p>	<p>図2.1.1-2-1 瓦礫類の想定保管量</p> <p>【m³】</p> <p>※1 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の一部に放射性固体廃棄物を保管することによる減少及び使用済保護衣等一時保管エリアd,eを瓦礫類一時保管エリアd,eへ変更することによる増加</p> <p>※2 使用済保護衣等一時保管エリアm,nを瓦礫類一時保管エリアm,nへ変更することによる増加</p> <p>※3 瓦礫類一時保管エリアQの解除による減少。超過分は上位の線量区分へ移動させることで、保管容量の超過を回避</p> <p>※ 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の保管容量は容器収納での保管を前提に、8,400m³/階で想定</p> <p>図2.1.1-2-2 瓦礫類の線量区分毎の想定保管量と保管容量の比較</p>	<p>瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴い変更</p>

変更前					変更後					変更理由																																																													
<p>【m³】</p>					<p>【m³】</p>						使用済保護衣等一時保管エリアから瓦礫類一時保管エリアへの変更に伴い変更																																																												
図2.1.1-2-4 使用済保護衣等の想定保管量と保管容量の比較					※ 使用済保護衣等一時保管エリア d, e, m, n を瓦礫類一時保管エリア d, e, m, n へ変更することによる減少																																																																		
図2.1.1-2-4 使用済保護衣等の想定保管量と保管容量の比較																																																																							
表2.1.1-2-2 保管容量の内訳（瓦礫等） 単位:m ³					表2.1.1-2-2 保管容量の内訳（瓦礫等） 単位:m ³					瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴い変更																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">瓦礫類</th> <th colspan="2">伐採木</th> <th rowspan="2">使用済保護衣等</th> <th rowspan="2">合計^{※2}</th> </tr> <tr> <th>幹根</th> <th>枝葉根</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度末(実績)</td> <td>439,100</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>689,200</td> </tr> <tr> <td>2020年度末累計</td> <td>439,100</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>689,200</td> </tr> <tr> <td>2021年度末累計</td> <td>424,600</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>674,700</td> </tr> <tr> <td>2022年度末累計</td> <td>424,600</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>674,700</td> </tr> </tbody> </table>					瓦礫類	伐採木		使用済保護衣等	合計 ^{※2}	幹根	枝葉根	2019年度末(実績)	439,100	128,000	47,600	689,200	2020年度末累計	439,100	128,000	47,600	689,200	2021年度末累計	424,600	128,000	47,600	674,700	2022年度末累計	424,600	128,000	47,600	674,700	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">瓦礫類</th> <th colspan="2">伐採木</th> <th rowspan="2">使用済保護衣等</th> <th rowspan="2">合計^{※2}</th> </tr> <tr> <th>幹根</th> <th>枝葉根</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度末(実績)</td> <td>439,100</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>689,200</td> </tr> <tr> <td>2020年度末累計</td> <td>439,100</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>689,200</td> </tr> <tr> <td>2021年度末累計</td> <td>438,800</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>673,100</td> </tr> <tr> <td>2022年度末累計</td> <td>438,800</td> <td>128,000</td> <td>47,600</td> <td>673,100</td> </tr> </tbody> </table>						瓦礫類	伐採木		使用済保護衣等	合計 ^{※2}	幹根	枝葉根	2019年度末(実績)	439,100	128,000	47,600	689,200	2020年度末累計	439,100	128,000	47,600	689,200	2021年度末累計	438,800	128,000	47,600	673,100	2022年度末累計	438,800	128,000	47,600	673,100							
瓦礫類	伐採木		使用済保護衣等	合計 ^{※2}																																																																			
	幹根	枝葉根																																																																					
2019年度末(実績)	439,100	128,000	47,600	689,200																																																																			
2020年度末累計	439,100	128,000	47,600	689,200																																																																			
2021年度末累計	424,600	128,000	47,600	674,700																																																																			
2022年度末累計	424,600	128,000	47,600	674,700																																																																			
瓦礫類	伐採木		使用済保護衣等	合計 ^{※2}																																																																			
	幹根	枝葉根																																																																					
2019年度末(実績)	439,100	128,000	47,600	689,200																																																																			
2020年度末累計	439,100	128,000	47,600	689,200																																																																			
2021年度末累計	438,800	128,000	47,600	673,100																																																																			
2022年度末累計	438,800	128,000	47,600	673,100																																																																			
表2.1.1-2-4 保管容量の内訳（瓦礫類線量区分） 単位:m ³					表2.1.1-2-4 保管容量の内訳（瓦礫類線量区分） 単位:m ³																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>≤0.1mSv/h</th> <th>≤1mSv/h</th> <th>≤30mSv/h</th> <th>>30mSv/h</th> <th>合計^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度末(実績)</td> <td>300,150</td> <td>79,400</td> <td>36,150</td> <td>23,400</td> <td>439,100</td> </tr> <tr> <td>2020年度末累計</td> <td>300,150</td> <td>79,400</td> <td>36,150</td> <td>23,400</td> <td>439,100</td> </tr> <tr> <td>2021年度末累計</td> <td>291,750</td> <td>79,400</td> <td>30,050</td> <td>23,400</td> <td>424,600</td> </tr> <tr> <td>2022年度末累計</td> <td>291,750</td> <td>79,400</td> <td>30,050</td> <td>23,400</td> <td>424,600</td> </tr> </tbody> </table>					線量区分	≤0.1mSv/h	≤1mSv/h	≤30mSv/h	>30mSv/h	合計 ^{※2}	2019年度末(実績)	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100	2020年度末累計	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100	2021年度末累計	291,750	79,400	30,050	23,400	424,600	2022年度末累計	291,750	79,400	30,050	23,400	424,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>≤0.1mSv/h</th> <th>≤1mSv/h</th> <th>≤30mSv/h</th> <th>>30mSv/h</th> <th>合計^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度末(実績)</td> <td>300,150</td> <td>79,400</td> <td>36,150</td> <td>23,400</td> <td>439,100</td> </tr> <tr> <td>2020年度末累計</td> <td>300,150</td> <td>79,400</td> <td>36,150</td> <td>23,400</td> <td>439,100</td> </tr> <tr> <td>2021年度末累計</td> <td>299,580</td> <td>85,790</td> <td>30,050</td> <td>23,400</td> <td>438,800</td> </tr> <tr> <td>2022年度末累計</td> <td>299,580</td> <td>85,790</td> <td>30,050</td> <td>23,400</td> <td>438,800</td> </tr> </tbody> </table>						線量区分	≤0.1mSv/h	≤1mSv/h	≤30mSv/h	>30mSv/h	合計 ^{※2}	2019年度末(実績)	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100	2020年度末累計	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100	2021年度末累計	299,580	85,790	30,050	23,400	438,800	2022年度末累計	299,580	85,790	30,050	23,400	438,800	
線量区分	≤0.1mSv/h	≤1mSv/h	≤30mSv/h	>30mSv/h	合計 ^{※2}																																																																		
2019年度末(実績)	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100																																																																		
2020年度末累計	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100																																																																		
2021年度末累計	291,750	79,400	30,050	23,400	424,600																																																																		
2022年度末累計	291,750	79,400	30,050	23,400	424,600																																																																		
線量区分	≤0.1mSv/h	≤1mSv/h	≤30mSv/h	>30mSv/h	合計 ^{※2}																																																																		
2019年度末(実績)	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100																																																																		
2020年度末累計	300,150	79,400	36,150	23,400	439,100																																																																		
2021年度末累計	299,580	85,790	30,050	23,400	438,800																																																																		
2022年度末累計	299,580	85,790	30,050	23,400	438,800																																																																		

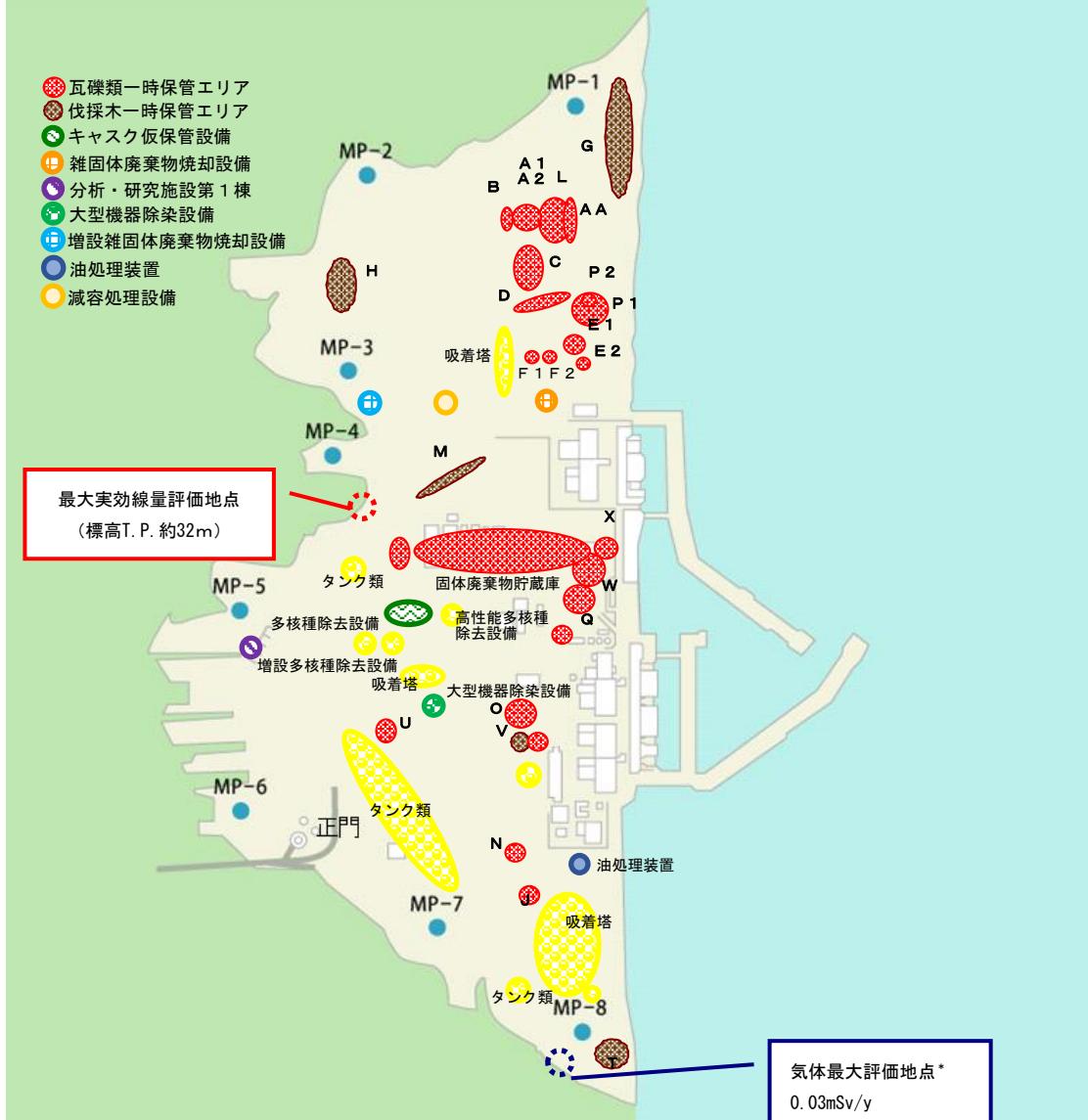
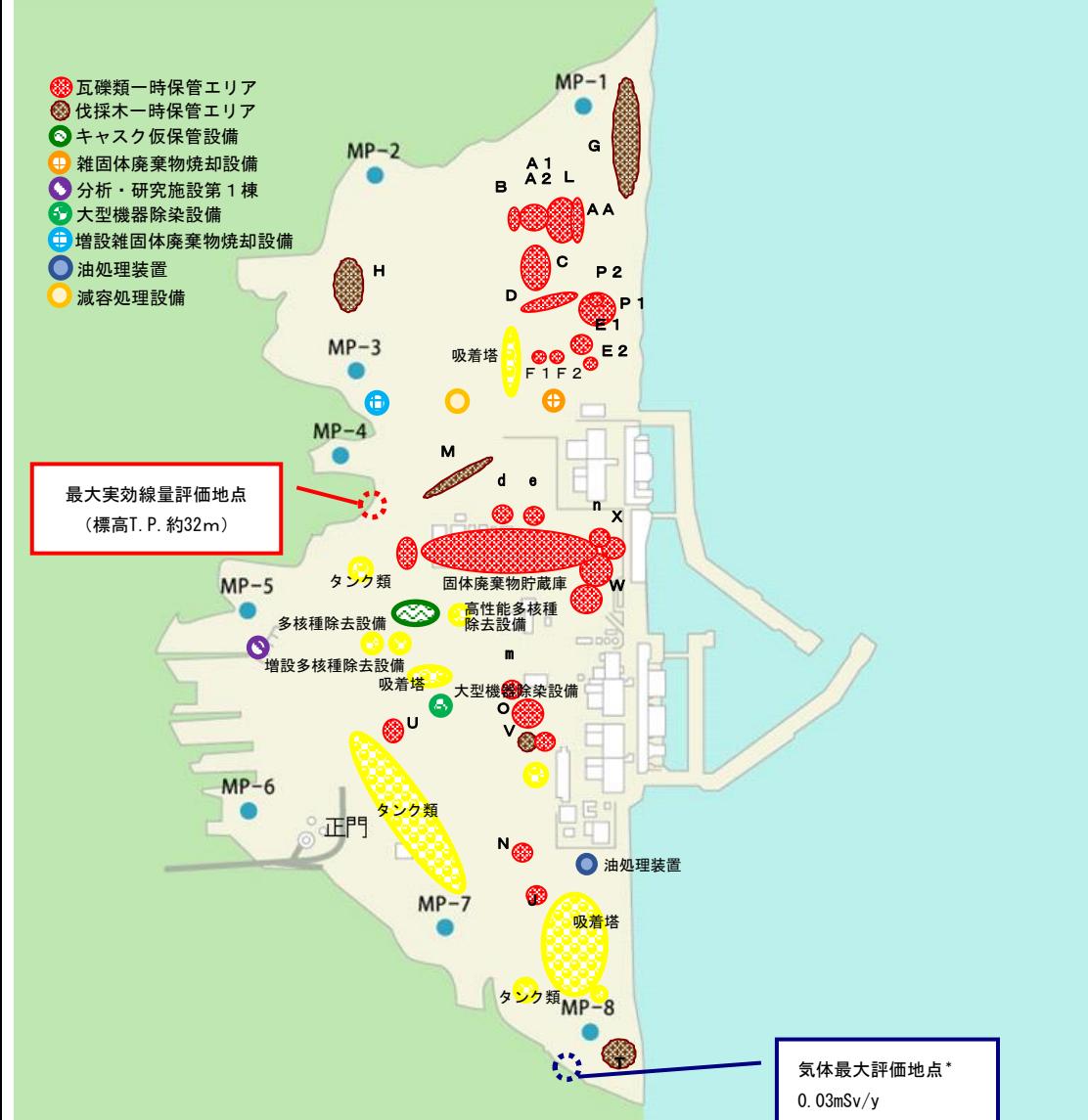
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（Ⅲ第3編 2.2 線量評価）

変更前	変更後	変更理由
2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量 2.2.2.2 各施設における線量評価 2.2.2.2.2 瓦礫類一時保管エリア (中略)	2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量 2.2.2.2 各施設における線量評価 2.2.2.2.2 瓦礫類一時保管エリア	
<u>(16) 一時保管エリアQ</u> 貯蔵容量 : 約 6,100m ³ エリア面積 : 約 1,700m ² 積上げ高さ : 約 3.6m 表面線量率 : 5mSv/時 (未保管) 評価点までの距離 : 約 770m 線源の標高 : T.P. 約 33m 線源形状 : 円柱 かさ密度 : 鉄 0.3g/cm ³ 評価結果 : 約 6.26×10^{-2} mSv/年	<u>(16) 一時保管エリアU</u> <u>(17) 一時保管エリアV</u> <u>(18) 一時保管エリアW</u> <u>(19) 一時保管エリアX</u> <u>(20) 一時保管エリアAA</u> <u>(21) 一時保管エリアd</u> 貯蔵容量 : 約 1,170m ³ エリア面積 : 約 260m ² 積上げ高さ : 約 4.5m 表面線量率 : 0.1mSv/時 (未保管) 評価点までの距離 : 約 370m 線源の標高 : T.P. 約 44m 線源形状 : 円柱 かさ密度 : 鉄 0.3g/cm ³ 評価結果 : 約 2.13×10^{-2} mSv/年	瓦礫類一時保管エリアQの解除に伴う削除 記載の適正化 使用済保護衣等一時保管エリアdを瓦礫類一時保管エリアdに変更することに伴う線量評価の変更
<u>(17) 一時保管エリアU</u> (中略)	<u>(16) 一時保管エリアU</u> (中略)	
<u>(18) 一時保管エリアV</u> (中略)	<u>(17) 一時保管エリアV</u> (中略)	
<u>(19) 一時保管エリアW</u> (中略)	<u>(18) 一時保管エリアW</u> (中略)	
<u>(20) 一時保管エリアX</u> (中略)	<u>(19) 一時保管エリアX</u> (中略)	
<u>(21) 一時保管エリアAA</u> (後略)	<u>(20) 一時保管エリアAA</u> (中略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.2 線量評価）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(22) 一時保管エリアe</p> <p>貯蔵容量 : 約 6,660m³</p> <p>エリア面積 : 約 1,480m²</p> <p>積上げ高さ : 約 4.5m</p> <p>表面線量率 : 0.1mSv/時 (未保管)</p> <p>評価点までの距離 : 約 490m</p> <p>線源の標高 : T.P. 約 43m</p> <p>線源形状 : 円柱</p> <p>かさ密度 : 鉄 0.3g/cm³</p> <p>評価結果 : 約 1.99×10^{-2}mSv/年</p> <p>(23) 一時保管エリアm</p> <p>貯蔵容量 : 約 3,060m³</p> <p>エリア面積 : 約 680m²</p> <p>積上げ高さ : 約 4.5m</p> <p>表面線量率 : 1mSv/時 (未保管)</p> <p>評価点までの距離 : 約 790m</p> <p>線源の標高 : T.P. 約 34m</p> <p>線源形状 : 円柱</p> <p>かさ密度 : 鉄 0.3g/cm³</p> <p>評価結果 : 約 4.12×10^{-3}mSv/年</p> <p>(24) 一時保管エリアn</p> <p>貯蔵容量 : 約 3,330m³</p> <p>エリア面積 : 約 740m²</p> <p>積上げ高さ : 約 4.5m</p> <p>表面線量率 : 1mSv/時 (未保管)</p> <p>評価点までの距離 : 約 780m</p> <p>線源の標高 : T.P. 約 33m</p> <p>線源形状 : 円柱</p> <p>かさ密度 : 鉄 0.3g/cm³</p> <p>評価結果 : 約 4.63×10^{-3}mSv/年</p>	<p>使用済保護衣等一時保管エリアeを瓦礫類一時保管エリアeに変更することに伴う線量評価の変更</p> <p>使用済保護衣等一時保管エリアmを瓦礫類一時保管エリアmに変更することに伴う線量評価の変更</p> <p>使用済保護衣等一時保管エリアnを瓦礫類一時保管エリアnに変更することに伴う線量評価の変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.2 線量評価）

変更前	変更後	変更理由
<p>2.2.2.3 敷地境界における線量評価結果 各施設からの影響を考慮して敷地境界線上の直接線・スカイシャイン線を評価した結果（添付資料一4），最大実効線量は評価地点 No. 71において約 <u>0.60mSv/年</u>となる。</p>  <p>最大実効線量評価地点 (標高T. P. 約32m)</p> <p>気体最大評価地点* 0.03mSv/y</p> <p>図 2.2.2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>※：1～4号機原子炉建屋（原子炉格納容器を含む）以外からの追加的放出は極めて少ないと考えられるため，1～4号機原子炉建屋からの放出量により評価</p>	<p>2.2.2.3 敷地境界における線量評価結果 各施設からの影響を考慮して敷地境界線上の直接線・スカイシャイン線を評価した結果（添付資料一4），最大実効線量は評価地点 No. 71において約 <u>0.58mSv/年</u>となる。</p>  <p>最大実効線量評価地点 (標高T. P. 約32m)</p> <p>気体最大評価地点* 0.03mSv/y</p> <p>図 2.2.2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点</p> <p>※：1～4号機原子炉建屋（原子炉格納容器を含む）以外からの追加的放出は極めて少ないと考えられるため，1～4号機原子炉建屋からの放出量により評価</p>	<p>瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果の変更</p> <p>瓦礫類一時保管エリアQの削除及び瓦礫類一時保管エリアd, e, m, nの追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.2 線量評価）

変更前	変更後	変更理由																																																	
<p>2.2.2.4 添付資料 (中略)</p> <p>瓦礫類および伐採木一時保管エリアにおける敷地境界線量評価について (中略)</p> <p>表1 詳細評価実施エリア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一時保管エリアA 1 (ケース2)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアA 2 (ケース2)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアB</td></tr> <tr><td>一時保管エリアC</td></tr> <tr><td>一時保管エリアD</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE 1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE 2</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF 1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF 2</td></tr> <tr><td>一時保管エリアG</td></tr> <tr><td>一時保管エリアH</td></tr> <tr><td>一時保管エリアJ</td></tr> <tr><td>一時保管エリアN</td></tr> <tr><td>一時保管エリアO</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP 1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP 2</td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアQ</u></td></tr> <tr><td>一時保管エリアT</td></tr> <tr><td>一時保管エリアV</td></tr> <tr><td>一時保管エリアW</td></tr> <tr><td>一時保管エリアX</td></tr> <tr><td>一時保管エリアAA</td></tr> </tbody> </table>	エリア名称	一時保管エリアA 1 (ケース2)	一時保管エリアA 2 (ケース2)	一時保管エリアB	一時保管エリアC	一時保管エリアD	一時保管エリアE 1	一時保管エリアE 2	一時保管エリアF 1	一時保管エリアF 2	一時保管エリアG	一時保管エリアH	一時保管エリアJ	一時保管エリアN	一時保管エリアO	一時保管エリアP 1	一時保管エリアP 2	<u>一時保管エリアQ</u>	一時保管エリアT	一時保管エリアV	一時保管エリアW	一時保管エリアX	一時保管エリアAA	<p>2.2.2.4 添付資料 (中略)</p> <p>瓦礫類および伐採木一時保管エリアにおける敷地境界線量評価について (中略)</p> <p>表1 詳細評価実施エリア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一時保管エリアA 1 (ケース2)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアA 2 (ケース2)</td></tr> <tr><td>一時保管エリアB</td></tr> <tr><td>一時保管エリアC</td></tr> <tr><td>一時保管エリアD</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE 1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアE 2</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF 1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアF 2</td></tr> <tr><td>一時保管エリアG</td></tr> <tr><td>一時保管エリアH</td></tr> <tr><td>一時保管エリアJ</td></tr> <tr><td>一時保管エリアN</td></tr> <tr><td>一時保管エリアO</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP 1</td></tr> <tr><td>一時保管エリアP 2</td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアT</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアV</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアW</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアX</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアAA</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアd</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアe</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアm</u></td></tr> <tr><td><u>一時保管エリアn</u></td></tr> </tbody> </table>	エリア名称	一時保管エリアA 1 (ケース2)	一時保管エリアA 2 (ケース2)	一時保管エリアB	一時保管エリアC	一時保管エリアD	一時保管エリアE 1	一時保管エリアE 2	一時保管エリアF 1	一時保管エリアF 2	一時保管エリアG	一時保管エリアH	一時保管エリアJ	一時保管エリアN	一時保管エリアO	一時保管エリアP 1	一時保管エリアP 2	<u>一時保管エリアT</u>	<u>一時保管エリアV</u>	<u>一時保管エリアW</u>	<u>一時保管エリアX</u>	<u>一時保管エリアAA</u>	<u>一時保管エリアd</u>	<u>一時保管エリアe</u>	<u>一時保管エリアm</u>	<u>一時保管エリアn</u>	<p>添付資料-2</p> <p>添付資料-2</p> <p>瓦礫類一時保管エリア Q の削除及び瓦礫類一時保管エリア d, e, m, n の追加</p>
エリア名称																																																			
一時保管エリアA 1 (ケース2)																																																			
一時保管エリアA 2 (ケース2)																																																			
一時保管エリアB																																																			
一時保管エリアC																																																			
一時保管エリアD																																																			
一時保管エリアE 1																																																			
一時保管エリアE 2																																																			
一時保管エリアF 1																																																			
一時保管エリアF 2																																																			
一時保管エリアG																																																			
一時保管エリアH																																																			
一時保管エリアJ																																																			
一時保管エリアN																																																			
一時保管エリアO																																																			
一時保管エリアP 1																																																			
一時保管エリアP 2																																																			
<u>一時保管エリアQ</u>																																																			
一時保管エリアT																																																			
一時保管エリアV																																																			
一時保管エリアW																																																			
一時保管エリアX																																																			
一時保管エリアAA																																																			
エリア名称																																																			
一時保管エリアA 1 (ケース2)																																																			
一時保管エリアA 2 (ケース2)																																																			
一時保管エリアB																																																			
一時保管エリアC																																																			
一時保管エリアD																																																			
一時保管エリアE 1																																																			
一時保管エリアE 2																																																			
一時保管エリアF 1																																																			
一時保管エリアF 2																																																			
一時保管エリアG																																																			
一時保管エリアH																																																			
一時保管エリアJ																																																			
一時保管エリアN																																																			
一時保管エリアO																																																			
一時保管エリアP 1																																																			
一時保管エリアP 2																																																			
<u>一時保管エリアT</u>																																																			
<u>一時保管エリアV</u>																																																			
<u>一時保管エリアW</u>																																																			
<u>一時保管エリアX</u>																																																			
<u>一時保管エリアAA</u>																																																			
<u>一時保管エリアd</u>																																																			
<u>一時保管エリアe</u>																																																			
<u>一時保管エリアm</u>																																																			
<u>一時保管エリアn</u>																																																			

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.2 線量評価）

変更前			変更後			変更理由		
(中略)			(中略)					
添付資料-4 敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果			添付資料-4 敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果					
敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点	評価地点の標高「m」	敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線「単位:mSv/年」	敷地境界評価地点		
No.1	T.P.約4	0.06	No.51	T.P.約32	0.02	No.51	T.P.約32	0.02
No.2	T.P.約18	0.11	No.52	T.P.約39	0.03	No.52	T.P.約39	0.03
No.3	T.P.約18	0.10	No.53	T.P.約39	0.16	No.53	T.P.約39	0.16
No.4	T.P.約19	0.18	No.54	T.P.約39	0.16	No.54	T.P.約39	0.16
No.5	T.P.約16	0.29	No.55	T.P.約39	0.04	No.55	T.P.約39	0.04
No.6	T.P.約16	0.29	No.56	T.P.約33	0.01	No.56	T.P.約33	0.01
No.7	T.P.約21	0.53	No.57	T.P.約39	0.02	No.57	T.P.約39	0.02
No.8	T.P.約16	0.31	No.58	T.P.約39	0.04	No.58	T.P.約39	0.04
No.9	T.P.約14	0.17	No.59	T.P.約39	0.09	No.59	T.P.約39	0.09
No.10	T.P.約15	0.09	No.60	T.P.約41	0.05	No.60	T.P.約41	0.05
No.11	T.P.約17	0.18	No.61	T.P.約42	0.02	No.61	T.P.約42	0.02
No.12	T.P.約17	0.14	No.62	T.P.約38	0.02	No.62	T.P.約38	0.02
No.13	T.P.約16	0.14	No.63	T.P.約44	0.04	No.63	T.P.約44	0.04
No.14	T.P.約18	0.14	No.64	T.P.約44	0.07	No.64	T.P.約44	0.07
No.15	T.P.約21	0.12	No.65	T.P.約41	0.14	No.65	T.P.約41	0.14
No.16	T.P.約26	0.11	No.66	T.P.約40	0.54	No.66	T.P.約40	0.53
No.17	T.P.約34	0.16	No.67	T.P.約39	0.31	No.67	T.P.約39	0.31
No.18	T.P.約37	0.09	No.68	T.P.約37	0.43	No.68	T.P.約37	0.42
No.19	T.P.約33	0.03	No.69	T.P.約36	0.28	No.69	T.P.約36	0.27
No.20	T.P.約37	0.04	No.70	T.P.約35	0.59	No.70	T.P.約35	0.57
No.21	T.P.約38	0.03	No.71	T.P.約32	0.60	No.71	T.P.約32	0.58
No.22	T.P.約34	0.02	No.72	T.P.約29	0.52	No.72	T.P.約29	0.51
No.23	T.P.約35	0.02	No.73	T.P.約29	0.25	No.73	T.P.約29	0.25
No.24	T.P.約38	0.03	No.74	T.P.約35	0.11	No.74	T.P.約35	0.11
No.25	T.P.約39	0.03	No.75	T.P.約31	0.08	No.75	T.P.約31	0.08
No.26	T.P.約32	0.02	No.76	T.P.約31	0.12	No.76	T.P.約31	0.12
No.27	T.P.約31	0.01	No.77	T.P.約15	0.43	No.77	T.P.約15	0.43
No.28	T.P.約39	0.03	No.78	T.P.約19	0.49	No.78	T.P.約19	0.49
No.29	T.P.約39	0.11	No.79	T.P.約19	0.25	No.79	T.P.約19	0.25
No.30	T.P.約39	0.12	No.80	T.P.約19	0.08	No.80	T.P.約19	0.08
No.31	T.P.約39	0.04	No.81	T.P.約35	0.12	No.81	T.P.約35	0.12
No.32	T.P.約31	0.01	No.82	T.P.約38	0.22	No.82	T.P.約38	0.22
No.33	T.P.約33	0.01	No.83	T.P.約40	0.12	No.83	T.P.約40	0.12
No.34	T.P.約38	0.02	No.84	T.P.約41	0.05	No.84	T.P.約41	0.05
No.35	T.P.約38	0.02	No.85	T.P.約37	0.03	No.85	T.P.約37	0.03
No.36	T.P.約39	0.05	No.86	T.P.約33	0.05	No.86	T.P.約33	0.05
No.37	T.P.約39	0.13	No.87	T.P.約26	0.06	No.87	T.P.約26	0.06
No.38	T.P.約39	0.13	No.88	T.P.約22	0.15	No.88	T.P.約22	0.15
No.39	T.P.約39	0.04	No.89	T.P.約20	0.35	No.89	T.P.約20	0.35
No.40	T.P.約32	0.01	No.90	T.P.約20	0.49	No.90	T.P.約20	0.49
No.41	T.P.約31	0.01	No.91	T.P.約20	0.34	No.91	T.P.約20	0.34
No.42	T.P.約39	0.04	No.92	T.P.約21	0.51	No.92	T.P.約21	0.51
No.43	T.P.約39	0.11	No.93	T.P.約20	0.53	No.93	T.P.約20	0.53
No.44	T.P.約39	0.11	No.94	T.P.約28	0.41	No.94	T.P.約28	0.41
No.45	T.P.約39	0.04	No.95	T.P.約21	0.27	No.95	T.P.約21	0.27
No.46	T.P.約30	0.01	No.96	T.P.約19	0.15	No.96	T.P.約19	0.15
No.47	T.P.約32	0.01	No.97	T.P.約15	0.06	No.97	T.P.約15	0.06
No.48	T.P.約39	0.03	No.98	T.P.約23	0.08	No.98	T.P.約23	0.08
No.49	T.P.約39	0.03	No.99	T.P.約25	0.04	No.99	T.P.約25	0.04
No.50	T.P.約35	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02

瓦礫等一時保管エリアの解除
及び変更に伴う敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果の変更

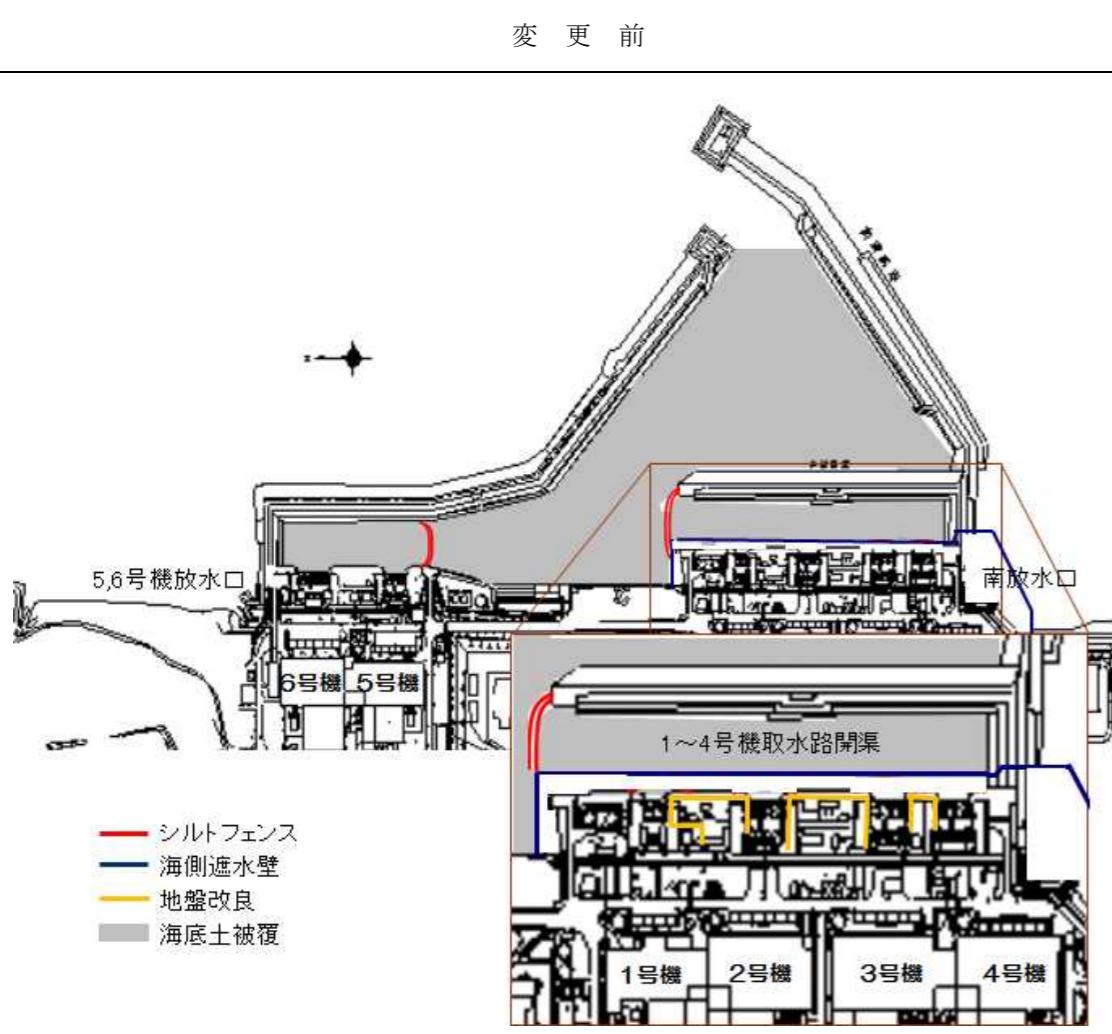
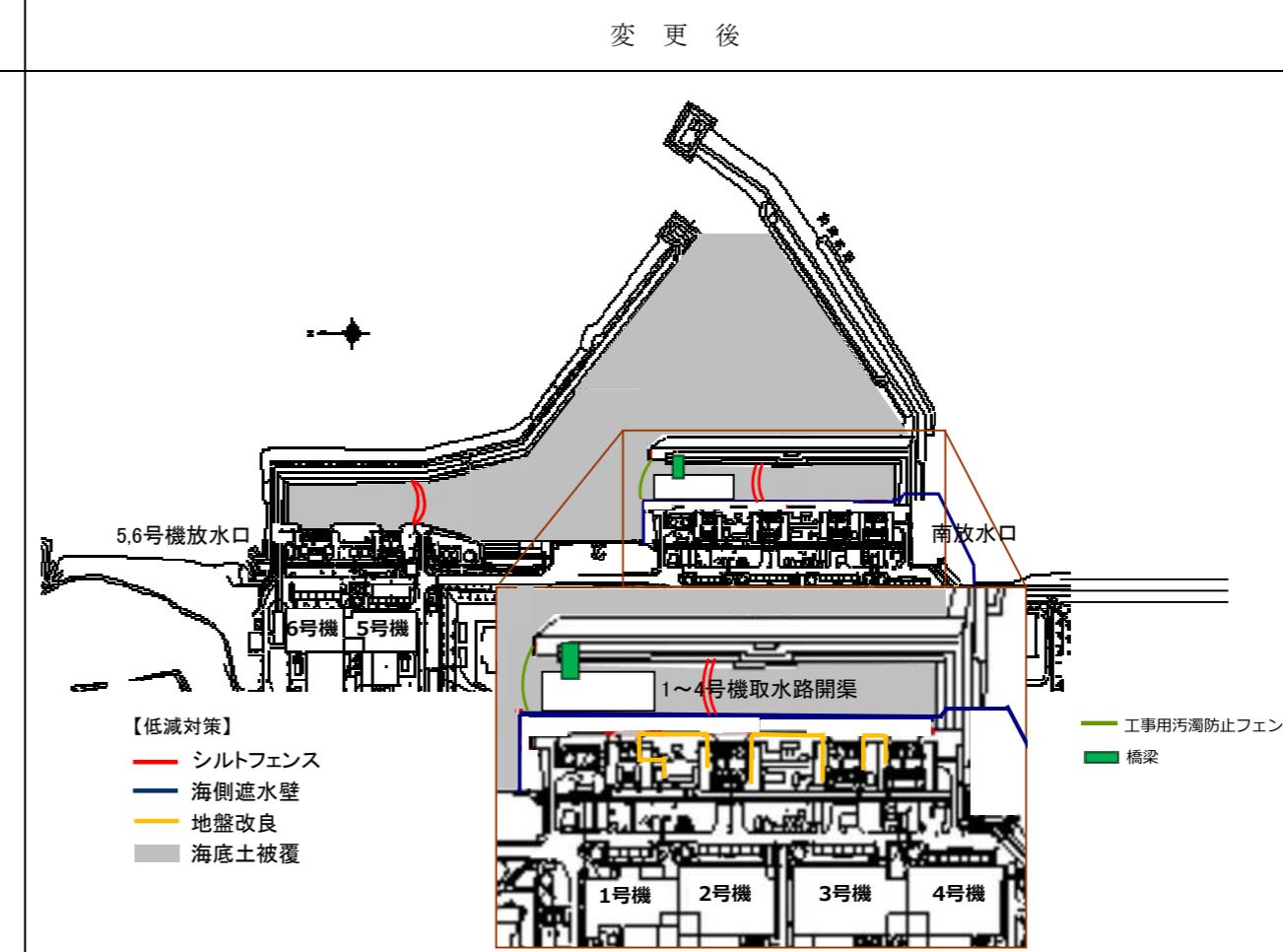
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（III第3編 2.2 線量評価）

変更前	変更後	変更理由
<p>2.2.4 線量評価のまとめ</p> <p>現状の設備の運用により、気体廃棄物放出分で約 0.03mSv/年、敷地内各施設からの直接線及びスカイシャイン線の線量分で約 <u>0.60</u>mSv/年、放射性液体廃棄物等の排水分で約 0.22mSv/年、構内散水した堰内雨水の処理済水の H-3 を吸入摂取した場合の敷地境界の実効線量は約 3.3×10^{-2}mSv/年、構内散水した 5・6 号機滞留水の処理済水の地表に沈着した放射性物質からの γ 線に起因する実効線量は約 4.2×10^{-2}mSv/年となり合計約 <u>0.92</u>mSv/年となる^{注)}。</p> <p>注) 四捨五入した数値を記載しているため、合算値が合計と合わない場合がある。</p>	<p>2.2.4 線量評価のまとめ</p> <p>現状の設備の運用により、気体廃棄物放出分で約 0.03mSv/年、敷地内各施設からの直接線及びスカイシャイン線の線量分で約 <u>0.58</u>mSv/年、放射性液体廃棄物等の排水分で約 0.22mSv/年、構内散水した堰内雨水の処理済水の H-3 を吸入摂取した場合の敷地境界の実効線量は約 3.3×10^{-2}mSv/年、構内散水した 5・6 号機滞留水の処理済水の地表に沈着した放射性物質からの γ 線に起因する実効線量は約 4.2×10^{-2}mSv/年となり合計約 <u>0.91</u>mSv/年となる^{注)}。</p> <p>注) 四捨五入した数値を記載しているため、合算値が合計と合わない場合がある。</p>	<p>瓦礫等一時保管エリアの解除 及び変更に伴う、敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果の変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>3.1.4 港湾内の海水、海底土、地下水及び排水路の放射性物質の低減</p> <p>3.1.4.1 現状</p> <p>港湾外への放射性物質の拡散防止を図るために、シルトフェンスによる取水路開渠内からの汚染拡大の抑制を維持するとともに、地下水による海洋汚染拡大を防止するために、護岸付近の地盤改良、トレーニング内汚染水の処理・移送、トレーニングの閉塞、海側遮水壁（1～4号機の既設護岸の前面）の設置を実施している。さらに、海底土の巻き上がり等に伴う拡散の影響を低減するため、港湾内の海底土の被覆を実施している（図1参照）。現在、1～4号機前のシルトフェンスで仕切られたエリア（<u>取水路開渠内</u>）では、海水中の放射性物質濃度がCs-137で<u>3</u>Bq/L程度、Sr-90で<u>0.5</u>Bq/L程度となっている（<u>2015年12月時点</u>）。</p> <p>排水路では、発災時のフォールアウトの影響等により、Cs-137が検出限界値未満（1Bq/L未満）～200Bq/L程度の濃度で検出されている状況である（<u>2015年12月時点</u>）。</p>	<p>3.1.4 港湾内の海水、海底土、地下水及び排水路の放射性物質の低減</p> <p>3.1.4.1 現状</p> <p>港湾外への放射性物質の拡散防止を図るために、シルトフェンスによる取水路開渠内からの汚染拡大の抑制を維持するとともに、地下水による海洋汚染拡大を防止するために、護岸付近の地盤改良、トレーニング内汚染水の処理・移送、トレーニングの閉塞、海側遮水壁（1～4号機の既設護岸の前面）の設置を実施している。さらに、海底土の巻き上がり等に伴う拡散の影響を低減するため、港湾内の海底土の被覆を実施している（図1参照）。また、雨水による港湾外への放射性物質の拡散防止を図るために、排水路の排出先を港湾外から港湾内へ付け替えを実施した。さらに、地表面の除染、排水路等の汚染した土砂回収や浄化材の設置などを継続している。</p> <p>現在、1～4号機<u>取水路開渠内</u>のシルトフェンスで仕切られた<u>内側</u>エリア（<u>1～4号機取水口内南側</u>）では、海水中の放射性物質濃度がCs-137で<u>8</u>Bq/L程度、Sr-90で<u>0.7</u>Bq/L程度となっているが、降雨時には<u>Cs-137, Sr-90の濃度に一時的な上昇が見られている</u>（<u>2020年3月～2021年2月末</u>）。</p> <p>排水路では、発災時のフォールアウトの影響等により、降雨時にCs-137の一時的な濃度上昇（～200Bq/L程度）が見られており、港湾の濃度上昇の主原因と考えられる（<u>2020年3月～2021年2月末</u>）。</p>	排水路の付け替え実施に伴う記載の適正化
<p>3.1.4.2 基本的対応方針</p> <p>港湾内の海水については、放射性物質濃度が低下している。地下水については、タービン建屋東側の護岸付近において放射性物質が一定のレベルで検出されている。これらの状況を把握、監視するため、港湾内外<u>及び地下水</u>の海水についてモニタリングを継続する。</p> <p>排水路については、排水路からの放射性物質の排出を抑制する措置を講じるとともに、各排水路に<u>において</u>モニタリングを<u>実施</u>する。</p>	<p>3.1.4.2 基本的対応方針</p> <p>港湾内の海水については、放射性物質濃度が低下している。地下水については、タービン建屋東側の護岸付近において放射性物質が一定のレベルで検出されている。これらの状況を把握、監視するため、港湾内外の海水<u>及び地下水</u>についてモニタリングを継続する。</p> <p>排水路については、排水路からの放射性物質の排出を抑制する措置を講じるとともに、各排水路の<u>排水について</u>モニタリングを<u>継続</u>する。</p>	記載の適正化
<p>3.1.4.3 低減対策の基本的考え方</p> <p>(1)今後の検討</p> <p>1～4号機前の取水路開渠内では海水中の放射性物質濃度が低下してきており、取水路開渠外や港湾外の濃度はより低いレベルで推移し外洋への影響は小さくなっているものと考えられるが、港湾内外の海水中の放射性物質のモニタリングを継続し、港湾外への影響がないことを確認する。海水<u>及び</u>地下水のモニタリング結果について総合的な評価を行うとともに、社外専門家の協力も得て変動要因の解明や低減対策の効果等の評価・検討を行う。</p> <p>排水路については、放射性物質濃度のモニタリング結果を踏まえ、必要に応じて低減対策の見直しを行う。</p> <p>(2)モニタリング</p> <p>地下水の水位等のデータの分析結果より汚染された地下水が海水に漏えいしているものと推定したこと、及び排水路から海洋へ流出している放射性物質を適切に抑制する必要があることから、状況把握や変動要因及び低減対策の効果等の評価のために必要となるデータの採取を目的として、港湾内外の海水、地下水及び排水路のモニタリングを以下の考え方により実施する。</p> <p>【港湾内外の海水及び地下水のモニタリングの考え方】</p> <p>対象エリア及びサンプリング箇所</p> <p>汚染や漏えいの状況に応じて、エリア・箇所を選定する。</p> <p>海水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～4号機取水路開渠内：当該エリアの海水中放射性物質濃度及び港湾内への影響を監視する。 港湾内：港湾内の濃度分布<u>及び排水路付け替えの影響を把握</u>する。 港湾口、<u>5, 6号機放水口北側、南放水口付近</u>：海洋への影響を監視する。 <p>地下水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～4号機タービン建屋東側：汚染が確認又は想定される箇所及びその近傍、ウェルポイント等の地下水汲み上げ箇所、護岸部地盤改良体の海側等において地下水の汚染状況を監視する。 <p>基本的な分析項目及び頻度</p> <p>各項目について、1回/週（Sr-90については1回/月）を原則として実施する。</p> <p>γ線 1回/週：<u>主要なγ線放出核種（Cs-137等）の推移を把握する。</u></p> <p>H-3 1回/週：<u>H-3の推移を把握する。</u></p> <p>全β 1回/週：<u>β線放出核種の推移を把握する。</u></p> <p>Sr-90 1回/月：<u>Sr-90の状況を確認する。</u></p>	<p>【港湾内外の海水及び地下水のモニタリングの考え方】</p> <p>対象エリア及びサンプリング箇所</p> <p>汚染や漏えいの状況に応じて、エリア・箇所を選定する。</p> <p>海水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～4号機取水路開渠内：当該エリアの海水中放射性物質濃度及び港湾内への影響を監視する。 港湾内：港湾内の濃度分布を<u>監視</u>する。 港湾外：海洋への影響を監視する。 <p>地下水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～4号機タービン建屋東側：汚染が確認又は想定される箇所及びその近傍、ウェルポイント等の地下水汲み上げ箇所、護岸部地盤改良体の海側等において地下水の汚染状況を監視する。 <p>基本的な分析項目及び頻度</p> <p>各項目について、1回/週（Sr-90については1回/月）を原則として実施する。</p> <p>γ線 1回/週</p> <p>H-3 1回/週</p> <p>全β 1回/週</p> <p>Sr-90 1回/月</p>	記載の適正化 エリア表記の見直しに伴う変更

変更前	変更後	変更理由
<p>【排水路の放射性物質の濃度及び流量の継続的測定】</p> <p>サンプリング箇所 排水路（A, B・C, K, 物揚場排水路）下流側においてサンプリングを行<u>う</u>。</p> <p>基本的な分析項目及びサンプリング頻度 各項目について、毎日（H-3については1回/週）を原則として実施する。 γ線 每日：<u>主要なγ線放出核種（Cs-137等）の推移を把握する。</u> H-3 1回/週：<u>H-3の推移を把握する。</u> 全β 每日：<u>β線放出核種の推移を把握する。</u></p> <p>また、サンプリング箇所近傍にて流量を原則として毎日計測し、放出放射能量を把握する。</p> <p>具体的なモニタリング計画については、サンプリング箇所について図2、図3、分析項目及び頻度について表1に示す。今後、濃度推移・現場状況等により、適宜計画の見直しを行う。</p> <p>(3) <u>当該排水路の水の放射性物質濃度の低減対策</u> 排水路（A, B・C, K, 物揚場）については、上流部の現状調査を行うとともに流入する放射性物質の性状を確認し、放射性物質濃度を低減するため、敷地の計画的な除染（詳細は、「3.1.3 敷地内に飛散した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減」を参照）、<u>道路及び排水路の継続的な清掃</u>、さらに、排水路の水の浄化対策として浄化材等の設置を行う。（排水路における濃度低減対策の考え方を下記に記す） 低減対策の実施にあたっては、港湾内外の海水及び排水路のモニタリング結果等から対策の効果の評価を行う。</p> <p>【排水路における濃度低減対策の考え方】</p> <p>a. 上流部の現状調査 各排水路において、上流部に流入する水（枝排水路、建屋屋上等）をサンプリングし、放射性物質の濃度及び性状（粒子状、イオン状）について分析する。また、分析結果を踏まえ、敷地の除染（遮へい等）、<u>道路・排水路清掃</u>及び性状を踏まえた浄化対策等を実施する。 2016年度以降については、K排水路の上流部の重点箇所（建屋屋上等）について追加調査を<u>実施し</u>、必要に応じて対策を検討し実施する。</p> <p>b. 粒子状放射性物質に対する対策 排水中の粒子状放射性物質を低減させるため以下の対策を実施する。</p> <p>(a) 敷地の除染 作業員の線量低減のために敷地の除染を実施しており（詳細は「3.1.3 敷地内に飛散した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減」を参照）、その結果、除染（遮へい等）により土砂発生が抑制される。</p> <p>(b) 道路の清掃 道路からの排水路への土砂流入を抑制するため、道路の土砂堆積状況を調査して清掃計画を立案し、道路の定期清掃を実施する。また、交通等により土砂が著しく堆積した場合は、臨時調査を実施し、必要に応じて道路の清掃を行う。</p> <p>(c) 排水路の清掃 排水路内の土砂を低減させるため、排水路の土砂堆積状況を調査して清掃計画を立案し、排水路の定期清掃を実施する。また、異常気象等により土砂が著しく堆積した場合や定期的な放射性物質濃度分析で高濃度の状況が確認された場合には、臨時調査を実施し、必要に応じて排水路等の清掃を行う。<u>なお、定期清掃時期は、道路清掃による再汚染を防ぐため、道路の定期清掃後に実施することを基本とする。</u></p>	<p>【排水路の放射性物質の濃度及び流量の継続的測定】</p> <p>サンプリング箇所 排水路（A, B・C, K, 物揚場排水路）下流側においてサンプリングを行い、<u>推移を把握する</u>。</p> <p>基本的な分析項目及びサンプリング頻度 各項目について、毎日（H-3については1回/週）を原則として実施する。 γ線 每日 H-3 1回/週 全β 每日 また、サンプリング箇所近傍にて流量を原則として毎日計測し、放出放射能量を把握する。</p> <p>具体的なモニタリング計画については、サンプリング箇所について図2、図3、分析項目及び頻度について表1に示す。濃度推移・現場状況等により、適宜計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 排水路の水の放射性物質濃度の低減対策 排水路（A, B・C, K, 物揚場）については、上流部の現状調査を行うとともに流入する放射性物質の性状を確認し、放射性物質濃度を低減するため、敷地の計画的な除染（詳細は、「<u>III 特定原子力施設の保安 第3編</u> 3.1.3 敷地内に飛散した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減」を参照）、排水路等の継続的な<u>汚染した土砂回収</u>、さらに、排水路の水の浄化対策として浄化材等の設置を行う。（排水路における濃度低減対策の考え方を下記に記す） 低減対策の実施にあたっては、港湾内外の海水及び排水路のモニタリング結果等から対策の効果の評価を行う。</p> <p>【排水路における濃度低減対策の考え方】</p> <p>a. 上流部の現状調査 各排水路において、上流部に流入する水（枝排水路、建屋屋上等）をサンプリングし、放射性物質の濃度及び性状（粒子状、イオン状）について分析する。また、分析結果を踏まえ、敷地の除染（遮へい等）、排水路等の<u>汚染した土砂回収</u>及び性状を踏まえた浄化対策等を実施する。 2016年度以降については、K排水路の上流部の重点箇所（建屋屋上等）について追加調査を<u>継続しており</u>、必要に応じて対策を検討し実施する。</p> <p>b. 粒子状放射性物質に対する対策 排水中の粒子状放射性物質を低減させるため以下の対策を実施する。</p> <p>(a) 敷地の除染 作業員の線量低減のために敷地の除染を実施しており（詳細は「<u>III 特定原子力施設の保安 第3編</u> 3.1.3 敷地内に飛散した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減」を参照）、その結果、除染（遮へい等）により土砂発生が抑制される。</p> <p><削除></p> <p>(b) 排水路等の<u>汚染した土砂回収</u> 排水路内の<u>汚染した土砂</u>を低減させるため、排水路等の<u>汚染した土砂堆積状況</u>を調査して<u>土砂回収</u>計画を立案し、排水路等の<u>汚染した土砂回収</u>を実施する。また、異常気象等により<u>汚染した土砂</u>が著しく堆積した場合や定期的な放射性物質濃度分析で高濃度の状況が確認された場合には、臨時調査を実施し、必要に応じて排水路等の<u>汚染した土砂回収</u>を行う。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の削除</p> <p>排水路等の土砂回収の対象に道路を含めることによる記載の見直し及び記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由																																														
<p>(d) 濾過対策① 排水中の粒子状放射性物質を低減させるため排水路等にフィルター等を設置する。2015年度中に試験設置を行い、その結果を踏まえて2016年度に展開設置する。また、展開設置後も設置状況を確認し、モニタリング結果等も踏まえ、必要に応じて交換、追加、移設等を行う。</p> <p>c. イオン状放射性物質に対する対策（浄化対策②） 排水中のイオン状放射性物質を低減させるため排水路等にゼオライト等の浄化材を設置している。2015年度は設置を維持するとともに浄化材の交換を実施している。2016年度以降も設置を維持し、設置状況やモニタリング結果等を踏まえ、必要に応じて交換、追加、移設等を行う。</p> <p>(4) 汚染の性状に併せた拡散抑制措置 拡散抑制措置として、K排水路の港湾内への付け替えを実施する。K排水路は、港湾内へ付け替えるための排水路を設置し（図3参照）、その後、排水の切り替えを行う。なお、排水の切り替えまでは、排水路内に現状で設置可能な位置に暫定的な仮設ポンプを設置し、そのポンプ能力の範囲内で港湾内へ排水を行う（ポンプ稼働状況の監視を併せて実施）。</p> <p style="color:red;">「排水路の濃度低減対策及び拡散抑制措置の工程」</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">2015年度</th> <th rowspan="2">2016年度以降</th> </tr> <tr> <th>1Q</th> <th>2Q</th> <th>3Q</th> <th>4Q</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上流部の現状調査※1</td> <td colspan="4">支排水路、建屋屋上等の採水調査</td> <td>K排水路上流部の重点箇所追加調査</td> </tr> <tr> <td>道路の清掃※1,2</td> <td colspan="4">定期清掃</td> <td>定期清掃</td> </tr> <tr> <td>排水路の清掃※1,2</td> <td colspan="4">臨時清掃</td> <td>定期清掃</td> </tr> <tr> <td>浄化対策①(粒子状)※1,3</td> <td colspan="4">試験設置</td> <td>展開設置</td> </tr> <tr> <td>浄化対策②(イオン状)※1,4</td> <td colspan="4">▼交換</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡散抑制措置※5</td> <td colspan="4">ポンプアップ移送</td> <td>▼設置完了</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※1 2016年度以降も継続実施する ※2 道路・排水路の清掃は、必要に応じて臨時清掃を実施する ※3 粒子状対策は2015年度末を目途に試験設置し、その結果を踏まえて2016年度に展開設置する ※4 イオン状対策は2014年度から浄化材の設置を開始し適宜追加・移設を実施している。2015年度に交換を実施している ※5 (K排水路)2015年度末を目途に付替用の排水路を設置後、排水路の切替を実施する</p>		2015年度				2016年度以降	1Q	2Q	3Q	4Q	上流部の現状調査※1	支排水路、建屋屋上等の採水調査				K排水路上流部の重点箇所追加調査	道路の清掃※1,2	定期清掃				定期清掃	排水路の清掃※1,2	臨時清掃				定期清掃	浄化対策①(粒子状)※1,3	試験設置				展開設置	浄化対策②(イオン状)※1,4	▼交換					拡散抑制措置※5	ポンプアップ移送				▼設置完了	<p>(c) 濾過対策① 排水中の粒子状放射性物質を低減させるために排水路等へ設置したフィルター等について、設置状況を確認し、モニタリング結果等も踏まえ、必要に応じて交換、追加、移設等を行う。</p> <p>c. イオン状放射性物質に対する対策（浄化対策②） 排水中のイオン状放射性物質を低減させるために排水路等へ設置したゼオライト等の浄化材について、設置状況やモニタリング結果等を踏まえ、必要に応じて交換、追加、移設等を行う。</p> <p style="color:red;"><削除></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>排水路付け替え等の対策の実施に伴う記載の削除</p>
		2015年度					2016年度以降																																									
	1Q	2Q	3Q	4Q																																												
上流部の現状調査※1	支排水路、建屋屋上等の採水調査				K排水路上流部の重点箇所追加調査																																											
道路の清掃※1,2	定期清掃				定期清掃																																											
排水路の清掃※1,2	臨時清掃				定期清掃																																											
浄化対策①(粒子状)※1,3	試験設置				展開設置																																											
浄化対策②(イオン状)※1,4	▼交換																																															
拡散抑制措置※5	ポンプアップ移送				▼設置完了																																											

変更前	変更後	変更理由
 <p>図1 港湾内の海水、海底土及び地下水の放射性物質の低減対策</p>	 <p>図1 港湾内の海水、海底土及び地下水の放射性物質の低減対策</p>	<p>記載の適正化 (メガフロート津波等リスク低減工事の進捗に伴う港湾配置図の更新)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>図2 港湾内外海水及び地下水のモニタリング計画（サンプリング箇所）</p>	<p>図2 港湾内外海水及び地下水のモニタリング計画（サンプリング箇所）</p>	記載の適正化 (モニタリング箇所の廃止（変更前②, ③), 変更（変更前①, ④), 及び配置図等の更新)
<p>※No30はK排水路付け替えに伴いサンプリング位置の変更を実施予定</p> <p>図3 排水路のモニタリング計画（サンプリング箇所）</p>	<p>図3 排水路のモニタリング計画（サンプリング箇所）</p>	記載の適正化 (A排水路及びK排水路の付け替えに伴うモニタリング箇所の変更)

変更前					変更後					変更理由			
エリア	サンプリング箇所	分析項目、頻度				分析項目、頻度				記載の適正化 (エリア名称見直し、メガフロート津波等リスク低減工事の進捗によるサンプリング箇所の廃止(変更前②③)、及び海水の分析頻度を総合モニタリング計画の記載に合わせた)			
		γ 線	H-3	全 β	Sr-90	γ 線	H-3	全 β	Sr-90				
1～4号機取水路開渠内	① 1～4号機取水口内南側(遮水壁前) ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	二	1～4号機取水路開渠内	① 1～4号機取水口内南側(遮水壁前) ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	記載の適正化 (エリア名称見直し、メガフロート津波等リスク低減工事の進捗によるサンプリング箇所の廃止(変更前②③)、及び海水の分析頻度を総合モニタリング計画の記載に合わせた)		
	② 2号機取水口(遮水壁前) ^{※1}						② 1～4号機取水口内北側(東波除堤北側) ^{※1}						
	③ 1号機取水口(遮水壁前) ^{※1}						③ 物揚場 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	記載の適正化 (エリア名称見直し、メガフロート津波等リスク低減工事の進捗によるサンプリング箇所の廃止(変更前②③)、及び海水の分析頻度を総合モニタリング計画の記載に合わせた)		
	④ 1～4号機取水口内北側(東波除堤北側) ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	1回/月		④ 6号機取水口前 ^{※1}						
港湾内	⑤ 物揚場 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	1回/月		⑤ 港湾中央 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	記載の適正化 (エリア名称見直し、メガフロート津波等リスク低減工事の進捗によるサンプリング箇所の廃止(変更前②③)、及び海水の分析頻度を総合モニタリング計画の記載に合わせた)		
	⑥ 6号機取水口前 ^{※1}						⑥ 港湾内北側 ^{※1}						
	⑦ 港湾中央 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	二		⑦ 港湾内東側 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日			
	⑧ 港湾内北側 ^{※1}						⑧ 港湾内南側 ^{※1}						
	⑨ 港湾内東側 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	二		⑨ 港湾内西側 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日			
	⑩ 港湾内南側 ^{※1}						⑩ 港湾口 ^{※1}						
	⑪ 港湾内西側 ^{※1}	毎日	1回/週	毎日	1回/月		⑪ 5, 6号機放水口北側 ^{※2}	毎日	1回/週	1回/月			
	⑫ 港湾口 ^{※1}						⑫ 南放水口付近 ^{※2}						
南北放水口付近	⑬ 5, 6号機放水口北側 ^{※2}	毎日	1回/週	1回/週	1回/月	港湾外	⑬ 港湾口東側	1回/週	1回/週	1回/週	記載の適正化 (エリア名称見直し、メガフロート津波等リスク低減工事の進捗によるサンプリング箇所の廃止(変更前②③)、及び海水の分析頻度を総合モニタリング計画の記載に合わせた)		
	⑭ 南放水口付近 ^{※2}	毎日	1回/週	毎日	1回/月		⑭ 北防波堤北側						
	⑮ 港湾口東側	1回/週	1回/週	1回/週	—		⑮ 南防波堤南側	1回/週	1回/週	1回/週			
	⑯ 北防波堤北側						⑯ 港湾口北東側						
	⑰ 南防波堤南側	1回/週	1回/週	1回/週	—		⑰ 港湾口南東側						
	⑱ 港湾口北東側						⑱ 地下水観測孔 No. 0-1 (追加ボーリング含む)	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/月 ^{※3}		
	⑲ 港湾口南東側						⑲ 地下水観測孔 No. (追加ボーリング含む)	2回/週 ^{※3} ※4	2回/週 ^{※3} ※4	2回/週 ^{※3} ※4	2回/月 ^{※3}		
陸域(1～4号機タービン建屋海側)	⑳ 地下水観測孔 No. 0-1 (追加ボーリング含む)	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/月 ^{※3}	陸域(1～4号機タービン建屋海側)	⑳ 地下水観測孔 No. 2 (追加ボーリング含む)	2回/週 ^{※3} ※4	2回/週 ^{※3} ※4	2回/週 ^{※3} ※4	1回/月 ^{※3}		
	㉑ 地下水観測孔 No. 1 (追加ボーリング含む)	2回/週 ^{※3}	2回/週 ^{※3}	2回/週 ^{※3}	1回/月 ^{※3}		㉑ 地下水観測孔 No. 3 (追加ボーリング含む)	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/月 ^{※3}		
	㉒ 地下水観測孔 No. 2 (追加ボーリング含む)	2回/週 ^{※3} ※4	2回/週 ^{※3} ※4	2回/週 ^{※3} ※4	1回/月 ^{※3}		㉒ 1号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年		
	㉓ 地下水観測孔 No. 3 (追加ボーリング含む)	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/週 ^{※3}	1回/月 ^{※3}		㉓ 2号機サブドレン	3回/週	1回/月	1回/月	1回/月		
	㉔ 1号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年		㉔ 3号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年		
	㉕ 2号機サブドレン	3回/週	1回/月	1回/月	1回/月		㉕ 4号機サブドレン						
	㉖ 3号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年		㉖ A排水路出口付近	毎日	1回/週	毎日	—		
	㉗ 4号機サブドレン						㉗ B・C排水路出口付近						
排水路	㉘ A排水路出口付近	毎日	1回/週	毎日	—		㉘ K排水路出口付近						
	㉙ B・C排水路出口付近						㉙ 物揚場排水路出口付近						
	㉚ K排水路出口付近												
	㉛ 物揚場排水路出口付近												

天候により採取できない場合あり。

- ※1 1～4号機取水路開渠内及び港湾内の全てのサンプリング箇所で海水中の放射性物質濃度が一定のレベルとなった時点で、1～4号機取水路開渠内及び港湾内の全てのサンプリング箇所について同時に γ 線、全 β の分析頻度を1回/週とする。一定のレベルとは、Cs-134、Cs-137、H-3及びSr-90濃度について、告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を目安として、各放射性物質濃度とそれらの濃度限度との比の総和が3ヶ月平均で1以下となる濃度とする。(Sr-90は分析値若しくは全 β での評価値とする。)
- ※2 記載の分析項目及び頻度に加え、Pu-238、Pu-239+Pu-240を1回/月測定する。
- ※3 監視を継続する観測孔について実施する(Sr-90は、初回採取分のみとする場合あり)。
- ※4 3回/週、1回/週、1回/月とする場合あり。

天候により採取できない場合あり。

- ※1 1～4号機取水路開渠内及び港湾内の全てのサンプリング箇所で海水中の放射性物質濃度が一定のレベルとなった時点で、1～4号機取水路開渠内及び港湾内の全てのサンプリング箇所について同時に γ 線、全 β の分析頻度を1回/週とする。一定のレベルとは、Cs-134、Cs-137、H-3及びSr-90濃度について、告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を目安として、各放射性物質濃度とそれらの濃度限度との比の総和が3ヶ月平均で1以下となる濃度とする。(Sr-90は分析値若しくは全 β での評価値とする。)
- ※2 記載の分析項目及び頻度に加え、Pu-238、Pu-239+Pu-240を年2回分析する。
- ※3 監視を継続する観測孔について実施する(Sr-90は、初回採取分のみとする場合あり)。
- ※4 3回/週、1回/週、1回/月とする場合あり。